

1 . 環境報告の普及の意義

1) 情報的手法としての環境報告書

平成 12 年 12 月 22 日に変更が閣議決定された「環境基本計画 - 環境の世紀への道しるべ - 」においては、「持続可能な社会を構築していくためには、国民及び事業者などの意識や行動が持続可能な社会を目指す方向に沿ったものとなり、各主体の行動に自ら環境配慮が織り込まれていくことが必要不可欠です」*1 とし、そのための方策として、直接的規制手法、枠組規制的手法、経済的手法、自主的取組手法、情報的手法及び手続的手法の 6 つの手法をあげています。*2

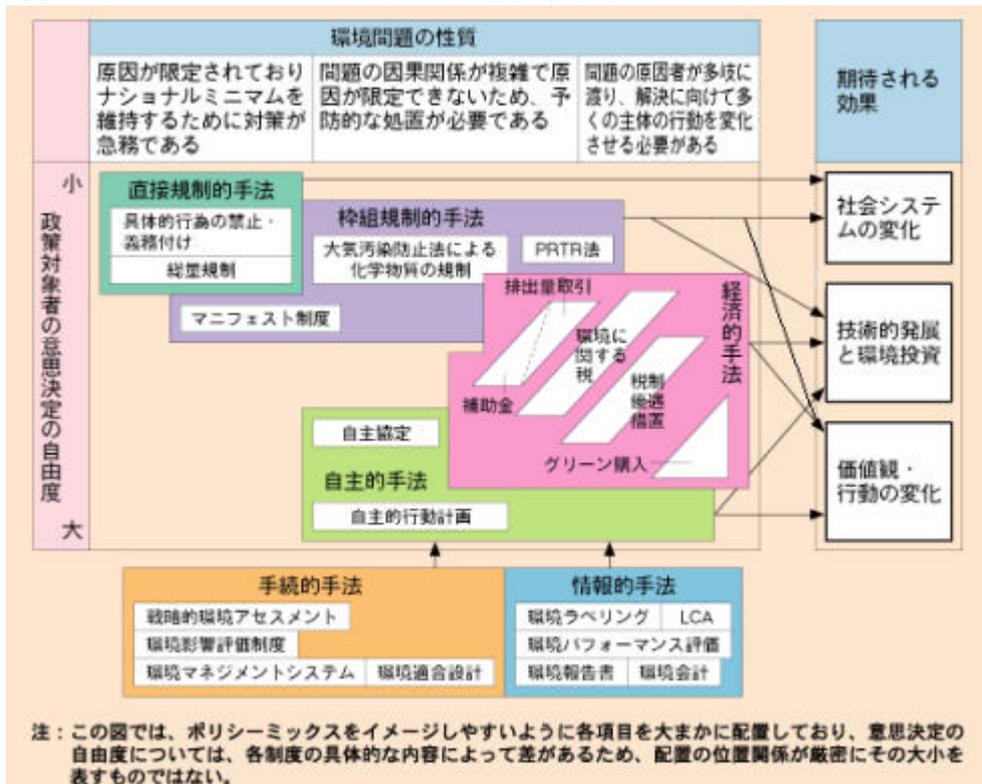
これらの手法の適用に当たっては、政策のベストミックスの考え方の下に、その分野における最も適切な政策手法を中心として、複数の政策手法を組み合わせた政策パッケージを形成し、個々の手法の短所を補い、政策効果を最大限に高めることに留意されなければなりません。ポリシーミックスに用いられる政策手法のイメージを図 1 に示しましたが、この中で「環境報告書」は、情報的手法の一つとして位置付けられています。

情報的手法とは、「消費者、投資家をはじめとする様々な利害関係者が、資源採取、生産、流通、消費、廃棄の各段階において、環境保全活動に積極的な事業者や環境負荷の少ない製品などを評価して選択できるよう、事業活動や製品・サービスに関して、環境負荷などに関する情報の開示と提供を進めることにより、各主体の環境に配慮した行動を促進しようとする手法」であり、まさに環境報告書は、新たな情報的手法の一つとして、その最も有力な手法となるものです。

*1 : 「環境基本計画 - 環境の世紀への道しるべ - 」『第 2 部 21 世紀初頭における環境政策の展開の方向、第 2 節 持続可能な社会の構築に向けた環境政策、 2 あらゆる場面における環境配慮の織り込み』 http://www.env.go.jp/policy/kihon_keikaku/plan/new/02.html#2

*2 : 同じく環境基本計画『第 2 部、第 2 節、 3 あらゆる政策手段の活用と適切な組合せ』

【図1：ポリシーミックスに用いられる政策手法のイメージ】



【資料：環境省】

また、平成13年7月10日に公表された「21世紀『環の国』づくり会議」報告*3においては、「『環の国』づくりを進めていくためには、社会のあらゆる主体が自主的・積極的に環境保全に取り組むことが必要となりますが、とりわけ、経済活動の主たる担い手である企業が環境保全についての社会的責務を認識し、積極的な取組を進めることが望まれます。」と指摘した上で、「具体的には、企業の環境パフォーマンスの評価、環境会計の実施、環境報告書の作成等について、行政が信頼性あるガイドラインを作成するとともに、それらの結果を広く国民に普及することを通じて、環境先進企業の製品や株式等を国民が自主的に選択することを促進することが重要です。このため、企業の環境保全活動等の状況を公表する環境報告書については、その制度化について検討することや政府が環境先進企業とのパートナーシップを強化し、その活動を奨励していくことも望まれます。」と提言しています。

さらに平成13年12月11日に公表された総合規制改革会議の「規制改革

*3：「21世紀『環の国』づくり会議」報告

<http://www.env.go.jp/policy/report/h13-02/01.pdf>

の推進に関する第1次答申」*4においては、情報的手法を用いた企業の自主的取組の促進について

地球温暖化や廃棄物の大量発生など今日の環境問題解決のためには、社会のあらゆる主体が自主的・積極的に環境保全に取り組むことが必要であり、特に、経済活動の主たる担い手である企業の環境保全に係る自主的取組を促進することが不可欠である。

従来 of 公害対策においては、汚染物質が環境中へ排出される末端において負荷を低減しようとするエンド・オブ・パイプ的な対策が主として講じられてきたが、環境問題の複雑多様化に伴い、こうした従来型対策の限界が指摘されており、経済的手法や情報的手法等をも活用した総合的な政策を推進することが求められている。

との問題意識を表明した上で、その改革の方向として、以下のような提言がなされています。

近年、企業活動による環境負荷を効率的に低減させるための手法として、自社の環境に対する取組、環境負荷に関する情報等を公表するための有効な媒体である環境報告書や企業の事業活動における環境保全のためのコストとその効果を可能な限り定量的に把握、分析する手法である環境会計が注目されているところである。

環境報告書及び環境会計については、それぞれガイドラインの策定、シンポジウムの開催等の普及策が講じられてきており、それらに取り組む企業数は年々増加しつつあるものの、企業全体に占める割合は依然として僅少にとどまっており、十分に普及が図られている状況にはなっていない。

環境報告書及び環境会計の一層の普及促進を図るとともに、「統一化が図られていない。適正な記載になっているか確認の方法がない。」といった各方面からの指摘を踏まえ、環境報告書及び環境会計に係る比較可能性や信頼性の確保の観点からの検討を進めていく必要がある。

2) 環境報告の意義

事業者が環境報告を行うことは、以下のように、環境コミュニケーションの促進の観点及び事業者の社会的な説明責任の観点から、極めて大きな意義があるとともに、事業者自身にとっても、また社会的にも様々なメリットがあります。

*4：「規制改革の推進に関する第1次答申」(総合規制改革会議)

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kisei/tousin/011211honbun.html>

(1) 事業者の環境コミュニケーションツールとしての意義

環境報告書は、「事業者が、社会に対して開いた窓であり、環境コミュニケーションの重要なツールである」ということができます。外部の利害関係者はその窓を通して、その事業者が環境問題についてどのように考え、どう対応しようとしているのかを知ることができます。また、事業者はその窓を通して、外部の利害関係者が事業者に何を求め、どう感じているのかを知ることができ、環境コミュニケーションツールとしての意義があります。

(2) 社会的説明責任の観点からの意義

社会経済活動の主要な部分を占める事業者は、その事業活動を通じて大きな環境負荷を発生させています。そのため公共財ないし全生命共有の財産である「環境」について、さらには深刻化する環境問題に対して、どのような環境負荷を発生させ、これをどのように低減しようとしているのか、どのように環境保全への取組を行っているのかなどを、公表・説明する責任があり、その手段として環境報告書は最も重要な地位を占めるものです。

また、製品やサービスの選択、投資先等の選択等に当たっては、各種の製品情報や経営情報の開示が必要不可欠であり、その際に環境面やリスク管理などに関する情報が重要な判断材料になると考えられます。

(3) 事業者自身の環境保全活動推進のツールとしての意義

事業者が環境報告書を作成し、公表することは、外部的な効果やメリットだけでなく、事業者内部においても多くの効果やメリットをもたらし、事業者の環境保全への取組そのものを推進することに役立ちます。

環境負荷の実態や環境保全への取組の状況を外部に報告することにより、事業者自身が報告の内容を充実すべく、環境保全への取組の内容やレベルを自主的に高める効果があるとともに、社内的に環境情報の収集システムが整備され、環境保全に関する方針、目標、行動計画等を見直したり、新たに策定する契機になります。

グリーン購入が進展するとともに、取引先の選定等に際して事業者の環境保全への取組状況についての情報を求められることが多くなると予想されますが、環境報告書はその際の説明資料として使用できます。

自らの取組内容を従業員に理解してもらい、その環境意識を高めるために、環境報告書は従業員研修のツールとしても活用でき、さらには自らの企業等の環境保全への取組を知るとともに、環境保全への取組を通じて従業員自身が、自社に誇りを持つことにつながります。

環境報告書に経営者の緒言等を記載することにより、経営者自身の意識付けも期待できます。

(4) 環境保全型社会構築のための重要なツールとしての意義

環境報告書の作成・公表の取組を普及することは社会的にも大きな意義があり、以下の4つの観点で自主的な環境保全活動を推進するための重要なツールとして位置付けられます。

環境報告書により、事業者の取組の目標と状況が公表されることにより、事業者が社会的に環境保全への取組の方針や目標を誓約し、社会がその状況を評価するいわゆるプレッジ・アンド・レビューの効果が働き、取組がより着実に進められることが期待されます。

今後、様々な利害関係者が環境報告書に記載された環境情報を、事業者や製品・サービス選択の判断材料とするようになれば、積極的な取組を進めた事業者が正当に評価されるようになり、いわば市場原理の中で公正かつ効果的に取組が進展することも期待されます。特に、製品・サービス市場における情報媒体としては環境ラベルが主たる役割を果たし得るのに対して、証券等の資本市場や雇用市場における情報媒体として、環境報告書が重要な役割を果たす可能性があり、こうした効果は、エコファンドの普及が進む中で、次第に現実のものとなりつつあります。

環境報告書の作成に当たって、いい意味で外部の目や同業他社との比較を意識し、より前向きに取組を行っていくことは、環境保全に向けて社会全体の取組が進展することにつながると考えられます。

幅広い関係者の間で環境コミュニケーションが進むことにより、社会全体の環境意識が向上するとともに、各主体の取組の状況と課題についての認識が深まれば、それぞれの役割に応じたパートナーシップの下で社会全体での取組のレベルアップに役立つことが期待されます。

また、近年、欧米において社会的責任投資(SRI)の取組が急速に普及しつつあり、公的年金等の資金の運用先のみならず、個人投資家も含めて「環境経営に取組む企業」に積極的に投資を行おうとする動きが拡大しつつあります。このような中で、我が国の事業者が環境報告書を作成・公表し、自らの環境保全活動についての情報を公開していくことは、欧米からのグリーン投資、グリーンマネーを呼び込むことにつながり、循環型社会の構築に向けた環境と経済の融合に資するものと考えられます。